

傍聴者用託児サービスを希望されるみなさまへ

傍聴者用託児サービスのご案内

千代田区議会では、傍聴される方の託児サービスを実施しています。
本会議や常任委員会、特別委員会（閉会中含む）において実施しています。
下記内容をご理解いただき、傍聴者用託児サービスをご利用ください。

- 対象者 区内在住、在勤、在学者の生後6カ月から就学前かつ、健康状態の良いお子様
- 託児時間 本会議または委員会(閉会中含む)の傍聴時間内で最大6時間。(詳しくはご相談下さい)
- 定員 同時に3人まで・申込順
- 費用 無料
- 持ち物 飲み物(水、お茶)、着替え、おむつ、おしりふき、ビニール袋(汚物入れ)、おもちゃ、かばん(持ち物入れ)
- 飲食物の提供方法 飲み物(水、お茶)のみ、お預かります。食べ物(おやつ含む)はお預かりしません。
- 申込方法 ①傍聴日②利用時間③利用内容④委員会名(利用内容が委員会傍聴の時のみ)⑤申込者の氏名、お子様との関係、住所⑥お子様のお名前、年齢、性別⑦電話番号を明記し、**傍聴日の2週間前の正午まで**に郵送(必着)またはメール、FAXで千代田区議会事務局へお申し込み下さい。(事前にお電話でご連絡いただくとスムーズです。)なお当日は「託児利用票(健康状態の記載)」をご記入いただきます。
- 申込先 千代田区議会事務局 電話：03-5211-4297 FAX：03-3288-5920
メールアドレス：kugikai@city.chiyoda.lg.jp

▲注意事項

- ・事業者の都合により、申し込んでも保育者が確保できず、ご希望に沿えない場合もございます。ご容赦ください。傍聴は、お子様を連れてでも可能です。是非ご一緒にどうぞ。
- ・申込後、利用の希望がなくなった場合や、予定していた時間に遅れる場合は、速やかに議会事務局へご連絡下さい。また、発熱や体調不良等の症状があるお子様は、感染症予防対策としてお断りさせていただきます。

お問合せ
千代田区議会事務局 調査係
電話：03-5211-4297